

機械・電気・理 工学科 年 組 番 名前

学校保健安全法にもとづき、学校感染症に罹患した場合は、出席停止となります。医師より登校の許可が出ましたらこの用紙を医療機関で記入していただき、担任まで提出してください。(届けはこの用紙に限りません。文書料は医療機関によって異なります。)

尚、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は別紙1の意見書を提出してください。

学校感染症等に係る登校に関する意見書 (医療機関記入)

第1種感染症 () [治癒するまで]

第2種感染症 百日咳 [特有の咳が消失、または5日間の適切な抗菌性物質製剤療法が終了するまで]
 麻疹 [解熱後3日経過] 風しん [発疹消失] 水痘 [すべての発疹が痂皮化]
 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過しかつ全身状態が良好]
 結核 [感染のおそれなし]

※インフルエンザ→別紙1 [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、かつ解熱した後2日経過するまで]
 ※新型コロナウイルス感染症→別紙1 [発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで]

第3種感染症 [感染のおそれなし]
 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス
 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症*

*その他の感染症(溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・ノロウイルス胃腸炎 など)については、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある場合、校長が学校医と相談の上、決定します。)

上記の疾患に罹患したため学校保健安全法にもとづき、

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

療養を指示していましたが、感染の恐れがきわめて少なくなったので登校が可能であると判断しました。

令和 年 月 日

医療機関名:

医 師 名:

【学校処理欄】 (療養終了後2週間を期限とする) 月 日 担任受理

| | | | |
|----|-----|-------|----|
| 校長 | 教務課 | 健康教育課 | 担任 |
| | | | |

出席停止期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月

日 () ※ 授業日のみ記載